

宗教法人安楽寺 墓地埋蔵管理委託契約 約款

(目的)

第1条 本約款は、宗教法人安楽寺が設置し、及び経営する墓地（以下「墓地」という。）における埋蔵及び供養に関し必要な事項を定め、その埋蔵及び供養が適切に行われることを目的とする。

(埋蔵及び供養の実施)

第2条 経営者は、委託者が指定する次に掲げる者の焼骨を、次に掲げる墓地の区画に埋蔵し、別添付属文書に定めるところに従い、適切に供養を行うものとする。

委託者が指定する者： _____

埋蔵される区画：天王山安楽寺 総墓(合葬墓)

(委託供養料)

第3条 委託者は、経営者が定める期日までに委託供養料20万円を支払わなければならない。

(委託者等による契約の解除)

第4条 委託者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。

2 委託者の死亡によりその地位を承継した者（次項において「委託承継者」という。）は、第2条に規定する埋蔵及び供養が適切に行われなかった場合に限り、書面をもって契約を解除して損害賠償を請求することができる。

3 第2条規定により焼骨が合葬墓に移された場合には、前二項の規定にかかわらず、委託者及び委託承継者（以下「委託者等」という。）は、契約を解除することができない。

宗教法人安楽寺 墓地埋蔵管理委託契約 約款

4 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合において、焼骨が既に埋蔵されているときは、委託者等はこれを引き取らなければならない。

5 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合において、焼骨が埋蔵されておらず、かつ委託供養料が支払われているときは、契約成立後1年以内に契約を解除する場合に限り、経営者は、当該委託供養料の5割に相当する額を返還するものとする。

(経営者による契約の解除)

第5条 経営者は、委託者等が委託供養料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。

以上につき、委託者、経営者双方合意のうえ、埋蔵管理委託契約を締結した。

これを証するために本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各自1通を保管する。

委託者)

氏名 _____ 印

住所 _____

電話番号 _____

経営者)

宗教法人 安楽寺 代表役員 杉本 成範 印

住所 福井県あわら市北潟 42-12-2

電話番号 090-3164-5109 / 0776-65-7718